

「菟餓野の鹿」の伝説

— 「鳴く牡鹿なれや…」 という諺 —

論文要旨

『日本書紀』と『撰津国風土記』逸文とに見える菟餓野／刀我野の鹿の伝説を、両伝説に含まれる諺に視点を置いて考える。『日本書紀』の「鳴く牡鹿なれや、相夢の随に」という諺は、「鳴く鹿でもないのに、夢合わせのとおりになる」との意だが、「鳴く」と「なれや」が特に重要である。当該伝説のおす鹿は既に妻を獲得しているから、この諺の具体的な意味は「(求愛のために) 鳴いて居場所を狩人に知られやすい鹿ではないのに、めす鹿の夢合わせのとおり(人間に射殺されてしまう)」ということになる。一方、『撰津国風土記』逸文の「刀我野に立てる真牡鹿も、夢相のまにまに(なる)」という諺は、「刀我野に立っている鹿も、夢合わせのとおり(人間に射殺されてしまう)」の意だが、当時の文献に照らして、これの「立てる」は「鳴く」の場合のような背景をもつ表現ではなく、現代語で「住む」「いる」などというのと同じである。諺全体で一貫した内容をもたない表現になっているが、それは、『日本書紀』に見えるような内容の伝説を改変した際に、諺を当地に合わせて安易に「刀我野に立てる」としたために、不自然で無理のある表現となったものだろう。

キーワード【上代語、活用語已然形、菟餓野、鳴く鹿、夢合わせ】

佐佐木 隆

一

『日本書紀』と『撰津国風土記』の逸文とに見える、菟餓野／刀我野の鹿をめぐる伝説について考える。

まず、『日本書紀』に見える当該伝説を引用する。仁徳紀三十八年七月の記事である。

秋七月に、天皇と皇后と、高台に居しまして、避暑りたまふ。時に毎夜、菟餓野より鹿の鳴聞ゆること有り。その声、寥亮にして悲し。共に可憐とおもほす情を起したまふ。月尽に及びて、鹿の鳴聆えず。爰に天皇、皇后に語りて曰はく、「是夕に当りて、鹿鳴かず。それ、何に由りてならむ」とのたまふ。明日、猪名縣の佐伯部、苞苴献れり。天皇、膳夫に令して

問ひて曰はく、「かの菖菝は何物ぞ」とのたまふ。対へて言さく、「牡鹿なり」とまうす。問ひたまはく、「何処の鹿ぞ」とのたまふ。曰さく、「菟餓野のなり」とまうす。時に天皇、以為さく、この菖菝は必ずかの鳴きし鹿ならむとおもほす。因りて皇后に語りて曰はく、「朕、比懐抱ひつつ有るに、鹿の声を聞きて慰む。今、佐伯部の鹿を獲れる日夜及び山野を推るに、即ち鳴きし鹿に当れり。其の人、朕が愛みすることを知らずして、適逢に彌獲たりと雖も、猶已むこと得ずして、恨しきこと有り。故、佐伯部をば皇居に近けむことを欲りせじ」とのたまふ。乃ち有司に令して、安芸の淳田に移郷す。これ、今の淳田の佐伯部の祖なり。俗の曰へらく、「昔、一人有りて、菟餓に往きて、野の中に宿れり。時に二の鹿、傍に臥せり。鶏鳴に及ばむとして、牡鹿、牝鹿に語りて曰はく、『吾、今夜夢みらく、白霜多に降りて、吾が身をば覆ふと。これ、何の祥ぞ』といふ。牝鹿、答へて曰はく、『汝、出行かむときに、必ず人の為に射られて死なむ。即ち、白塩を以てその身に塗られむこと、霜の素きが如くならむ心なり』といふ。時に宿れる人、心の裏に異ぶ。未及味爽に、獵人有りて牡鹿を射て殺しつ。是を以て、時人の諺に曰く、『鳴く鹿なれや、相夢の随に』といふ」といへり。

かなり長い伝説だが、それは菟餓野の鹿に関する話が二つ続いて

いることによる。前に置かれた話は、やや政治的な内容の、移郷という措置に関するものである。仁徳天皇が、当地で鳴いていた鹿について皇后に自分の心情を吐露し、鹿の獲物を宮廷に献上した佐伯部を恨んで安芸の淳田に移郷させた。それが、淳田に住む今の佐伯部の祖だという。あとの話は、「俗の曰へらく」として引用された民間伝承である。菟餓野のおす鹿が自分の見た夢をめす鹿に語り、それを受けてめす鹿が夢合わせを行った。その直後に、夢合わせのとおりにおす鹿が狩人に射殺されてしまったという。

二話のうちあとの話が、『積日本紀』巻第十二に引用された、次の『撰津国風土記』の記事に酷似する。

雄伴の郡、夢野あり。父老の相伝へて云へらく、昔者、刀我野に牡鹿ありき。その嫡の牝鹿はこの野に居り、その妾の牝鹿は淡路の国の野島に居りき。かの牡鹿、屢野島に往きて、妾と相愛しみすること比なし。既にして、牡鹿、牝鹿の所に來宿りて、明くる旦、牡鹿、その嫡に語りしく、「今夜夢みらく、吾が背に雪零りおけりと見き。又、すすきと曰ふ草生ひたりと見き。この夢は何の祥ぞ。」といひき。その嫡、夫の復妾の所に向かむことを悪みて、乃ち詐り相せて曰ひしく、「背の上に草生ふるは、矢、背の上を射む祥なり。又、雪零るは、白塩を穴に塗る祥なり。汝、淡路の野島に渡らば、必ず船人に遇ひて、海中に射死されなむ。謹、な復往きそ。」といひき。その

疑問・反語を表す用法も詠嘆を表す用法もともにあるから、その点で「…なれや」は可能な古訓である。

一方、新編古典全集では、写本の古訓を採用せずに「鳴牡鹿矣」を「鳴く牡鹿も」と訓じている。これの「…も」は、諺の後半にある「随」を「まにまに」と訓じたのと同じ措置で、『撰津国風土記』逸文の「刀我野^爾立^留真牡鹿^母」をそのまま『日本書紀』の諺に適用したものだろう。こちらは助詞・助動詞が万葉仮名で「爾」「留」「母」と表記されており、訓に揺れは生じないから、それだけ訓の信頼度は高い。言うまでもなく、「…も」は並立を表すそれで、「(人間ばかりでなく)鳴く鹿もまた」の意である。

諺の後半は、『日本書紀』の本文に「随相夢」とあり、『撰津国風土記』逸文に「夢相^{乃麻爾麻爾}」とある。『日本書紀』の「随」字の場合、「まにまに」と「ままに」の訓の揺れはありうる。実際に、写本には二種の訓が併記されており、二訓の表す意味にこれといった相違はない。

しかし、上代語には、韻文・散文ともに「まにまに」と「まにま」しか確実な例がない。「ままに」は平安時代から文献に見える語形であり、「まにまに」が撥音便化を起したものだろう。古系大系では写本に見える古訓を採用することを訓読の方針としており、平安時代から文献に現れる「ままに」の訓を付した措置に問題はない。ただし、上代語としては「まにまに」の訓が最も一般的である。この訓が『撰津国風土記』逸文の「夢相^{乃麻爾麻爾}」に一致するのは、

時代的には当然のことである。

ところで、前半の「鳴牡鹿矣」について「鳴く牡鹿なれや」の古訓を採用する場合には、「…なれや」はどのような意味を表し、どのようなニュアンスを含む表現なのか、ということを確認しておく必要がある。

助動詞の已然形である「…なれ」は、言うまでもなく「…に有れ」に由来する新形である。上代の文献にも、既に新形と旧形との双方が用いられているから、「…にあれや」「…なれや」の双方の訓が可能である。平安時代になると、当然のことながら新形が多く用いられるが、旧形が完全に姿を消すわけではない。

まず、平安時代の「…なれや」、つまり「已然形+や」という結合の用法を確認しなければならない。史料上の制約のためか、散文の例は見つからないが、『古今和歌集』の「…なれや」を見てみると、ほとんどの例は、

- 1 秋の野に 置く白露は 玉なれや 貫きかくる 蜘蛛の糸す
ぢ [四・三五]
- 2 思ひせく 心のうちの 滝なれや 落つとは見れど 音の聞
こえぬ [七・五〇]

のように単なる疑問を表す。しかし、次のような反語の例もある。

3 思ふとも 恋ふともあはむ ものなれや 結ふ手もたゆく

解くる下紐 (七一・五七)

4 春されば 野辺にまづ咲く 見れどあかぬ花 まひ無しに

ただ名のるべき 花の名なれや (九二・〇〇八)

次に、上代語では、「已然形十や」のほかに「已然形十やも」も用いられており、「両結合を合わせて六十四の実例が、『古事記』『日本書紀』『萬葉集』の歌及び『続日本紀』の宣命に見える。どちらの結合も、例外なく明瞭な反語を表す。ただし、両結合の実例は、これらの結合が文のどの位置に現れるか、これらの結合のあとにどのような表現が続くか、などの視点から次の三種に分類しうる⁽²⁾。【宣命の例が少ないので、韻文と散文とで用法に差異があつたかどうかは確認できない】。

I 「已然形十や／やも」が文末に位置し、そこで終止した文が明瞭な反語となるもの。

II 「已然形十や／やも」が文中に位置し、それ以下に、表現主体にとつて信じがたい事態や現象が現実・事実として描写されるもの。

III 「已然形十や／やも」が文中に位置し、それ以下に、表現主体にとつて不本意な事態や意外な事態が推量のかたちで提示されるもの。

三種の構文に含まれる「已然形十や／やも」という結合は、社会常識に反する事態や表現主体にとつて意外な事態などを、「…するはずはない。／…であるはずはない。」(I)、「…するはずはないのに、…／…であるはずはないのに、…」(II・III)というように、反語によつて否定的に提示するのを原則とする。したがつて、結果的にそこに強い意外性や驚きのニュアンスがこもることになる【同じ係助詞でも、「か／かも」が已然形に付く場合には、反語ではなく、「…だからなのか、…」の意を表し、ありうる事態が生じた理由を推測するものとなる⁽³⁾。したがつて、両形式は厳密に区別して処理しなければならない】。

I～IIIの構文に属する歌を、一首ずつ引用しておく。

5 たまきはる 内の朝臣が 腹内は 小石阿例椰 いざ闘はな
吾は (紀二八)

6 潮満てば 入りぬる磯の 草有哉 見らく少なく 恋ふらく
の多き (七・二三四)

7 石倉の 小野ゆ秋津に 発ち渡る 雲にしも在哉 時を以待
たむ (七・三三八)

これら三首の歌を具体的な例として取り上げ、I～IIIの構文の用法・特徴がどのようなものであるか、その要点について次に解説す

る。

I 「已然形＋や／やも。」という結合で終止した文は、社会常識に反する事態や表現主体にとって信じがたい既定の事態が、反語で否定的に提示される。そのあとに別の文が置かれたものが十例ほどあるが、その別の文は、「…だから、…」という順接的な意味関係で「已然形＋や／やも。」に続き、かつ、希求・勧誘を表す助詞「な」や助動詞「む」「べし」で終止するのを原則とする。つまり、その際のこの構文全体は、「…するはずはない／…であるはずはない。だから、…しよう／…するのがよい」という文脈を構成する。

右の5の歌で言う、「内の朝臣あそが腹内は小石あれや」という表現は、体内に「小石」が詰まっているという、常識に反する事態を否定的に提示して反語としたものであり、「だから」というニュアンスで「いぎ闘はな、吾は」という希求表現を導く、というかたちになっている。

II 「已然形＋や／やも、…」という結合は、「…するはずはないのに、…／…であるはずはないのに、…」という意味の反語となり、それ以下の部分には、「已然形＋や／やも」までの部分で提示した事態とは相容れない、信じがたい事態が事実として驚きをもって描写される。その際、「や」の統制力つまり「係り」の力が文末にまで及ぶために、それ以下にくる表現の末尾

に位置する活用語は、「結び」として連体形となる。

6の歌では、作者にとって相手が「潮満てば入りぬる磯の草」でないことは自明だが、しかし、実際にそうであるかのように「(相手を見) 見らく少なく、恋ふらくの多き」という状況にずっと作者は置かれている。「…なれや」の本文である「有哉」は、「…にあれや」という旧形としても訓じうるものだが、歌末の原文は、「や」に応じて「多寸おほす」という連体形になっている。

III 「已然形＋や／やも、…」という結合は、IIの場合とまったく同様に、「…するはずはないのに、…／…であるはずはないのに、…」という意味の反語となり、それ以下の部分では、「已然形＋や／やも」までの部分で提示した事態とは相容れない事態が、意外なこととして推量のかたちで提示される。その結果、「已然形＋や／やも」よりあとの表現は、「どうして…：…だろうか」という原因・理由を問うものとなることが多い。この構文の場合も、「や」の統制力が文末にまで及ぶから、それ以下にくる表現の末尾に位置する活用語は、「結び」として連体形となる。

7の歌では、作者は自分が「石倉の小野ゆ秋津に発ち渡る雲」などではないこと、つまり、いつまでものんびりと逢会の機会を待ち続けることなどできないことを述べ、「(それなのに、いつまでもこうして) 機会を待つことになろうとは」

と云って焦燥感を表明する、というかたちになっている。歌末の「む」が連体形であることは、同じくⅢの構文に属する「憑也君之吾之名告兼」〔十一・三六元〕や「乳飲哉君之於毛求覽」〔十一・三九五〕などに助詞「が」が含まれていることでもわかる。

長くなったが、以上が上代の文献に見える「已然形＋や／やも」の用法・特徴である。本稿で問題にしている、諺の前半の「鳴く牡鹿なれや」は、言うまでもなく右のⅡに属する表現である。

諺の後半「相夢の随に」は途中で文を言いさしたかたちのものであり、Ⅱの実例の文末に位置するはずの活用語の連体形は省略されている。訓読文ではあるが、『日本書紀』の伝説の「射られて死なむ」や『撰津国風土記』逸文の「射死されなむ」などの表現を参考にして、連体形を含む表現を補うとすれば、「射らえて死ぬる」「射殺さるる」というようなものか、それにきわめて近いものになるだろう。「相夢の随に（射らえて死ぬる／射殺さるる）」というのは、まったく信じがたいことではあるが、動かしがたい既定の事態である。これはⅡの用法・特徴に合致する。

結局、上代の「鳴く牡鹿なれや、相夢の随に」という諺は、六十四に及ぶ実例から見て、「鳴くおす鹿であるはずはないのに、夢合わせのとおり（射殺されてしまう）」という意味のものだ、と結論づけることができる。このことをしつかりと押さえておく必要がある。

『日本書紀』が養老四年に成立すると、すぐにその講書が始められたという。「養老」「養老説」などの注記をもつ、万葉仮名・片仮名の訓注が古写本に散見し、それは講書の際の訓を伝えるものだろうとも推測されている。したがって、前田本の「鳴牡鹿矣」もまた、上代から引き継がれた訓が片仮名化されたものである可能性がある。そうであれば、「已然形＋や」が平安時代になっても反語に用いられることがあったので、上代の訓が、諺に残るやや古い語法として、改易を経ずに保持されたということではないか。

三

既に述べたように、『日本書紀』の伝説と『撰津国風土記』逸文の伝説に付された二つの諺に注目し、それらの表現の相違がもつ意味・背景に検討を加えたうえで、両伝説の関係について考えるということが、本稿の目的である。

めす鹿が夢合わせを行ったとおりにおす鹿が射殺されてしまった、という二つの話を比較すると、『日本書紀』の伝説よりも『撰津国風土記』逸文の伝説が、字数においてずっと多い。訓読文ではなく、本文を構成する字数を数えると、前者の「昔有一人往菟餓（昔、ひとり有りて、菟餓に往きて）」以下の記述が一〇五字から成り、後者の「昔者刀我野有牡鹿（昔者、刀我野に牡鹿ありき）」以下の記述は一八五字から成る。字数が多いだけ、後者の内容が複雑にな

っている。

『日本書紀』の短い伝説には、海を隔てた地に住む妾の鹿は登場しないから、おす鹿が海を渡って妾に逢いに行くという設定はない。また、同書には、すすきが体に生えていたという夢の内容も、おす鹿が妾に逢いに行くのを嫌つたためす鹿が偽りの夢合わせを行ったという内容も、ともに含まれていない。さらに、伝説が「夢野」という地名の起源を語るものにもなっていない。

両話のうち、どちらの話が先にできたのか。時代的には『日本書紀』の成立が『撰津国風土記』のそれよりも先だから、前者に見えるような短い伝説が先にあり、後者に見えるような長い伝説があとにできた、という見かたが一般的にはありうる。一方、『撰津国風土記』逸文の伝説は在地の民間伝承であり、それが『日本書紀』の編纂時に採用された、という見かたも実際にある。

『日本書紀』の伝説にはなく、『撰津国風土記』逸文だけにある記述を見てみると、二つの疑問がわいてくる。その記述とは、古典大系の訓読文でいうと、おす鹿が見た夢の内容を描写した次の部分である。

吾が背に雪零りおけりと見き。又、すすきと曰ふ草生ひたりと見き。

この記述にかかわる二つの疑問とは、

A おす鹿がまず矢を射られて死に、あとで塩を肉にまぶされて調理される、というのが事の順序である。しかし、おす鹿は、塩を象徴する雪のことを先に語り、矢を象徴するすすきのことであとで語った。それはなぜか。

B ここが、「……と見、……と見き。」あるいは「……置き、……と見き。」という一続きの文になっておらず、「……と見き。……と見き。」という、同じ形式をもつ二つの文から成っている。それはなぜか。

ということである。

『日本書紀』の伝説では、おす鹿は、すすきのことをまったく語らず、ただ「白霜多に降りて、吾が身をば覆ふ」と語るだけである。勿論、すすきに関する内容をも含む『撰津国風土記』逸文の方が、語りかたとしては丁寧である。また、体を覆っていたという、『日本書紀』に見える霜よりも、『撰津国風土記』逸文に見える雪のほうが、その量や冷たさを強く感じさせる点で印象的である。これらのことをも考慮に入れながら、AとBの二つの疑問を同時に解消するためには、次のように想定すればよい。

つまり、『日本書紀』が伝えるような短い伝説が先にあり、それがもともなって『撰津国風土記』逸文のような長い伝説が作られた。もともなった短い伝説には、おす鹿が夢に見た内容として、霜が体

を覆っていたという記述しかなかった。もとの短い伝説を、より長い、もつともらしい内容をもつものに仕立てようとした人物は、まず霜を、印象のより強い雪に入れ換えた。次に、既にあつた「吾が背に雪零りおけりと見き」という記述をそのままねるかたちで、「又、すすきと曰ふ草生ひたりと見き」という表現を新たに考えた。そして、その表現を、雪に関する記述のあとに付加した、ということである。

『撰津国風土記』逸文に見える、めす鹿による夢合わせの表現では、

背の上に草生ふるは、矢、背の上を射む祥なり。又、雪零るは、
白塩あわしほを穴しほに塗る祥なり。

という、実際の順序に従った説明になっている。おす鹿が語った時の順序と、めす鹿が夢合わせの結果について語った時の順序が逆になっていることは、記述上の不整合だと言えなくもない。しかし、そのことは大きい問題ではない。おす鹿が夢に見たと語った二つの光景を、めす鹿は自分のとつきの判断で、妾に逢いに行くおす鹿が途中で人間に射殺され、そのあとで調理されて塩をまぶされる、というストーリーに合わせて並べ換えた、と理解することが可能だからである。

『新編国史大系』によれば、『釈日本紀』の伝えるこの本文には問

題がある。つまり、おす鹿が夢の内容をめす鹿に語った部分の後半では、「又」の直後にある小字の部分が「目都須久紀」となっている。また、小字の部分に続く「草生」は「村生」ともあり、それについて『新編国史大系』では「草、原作村、今従刊本」という注を付けている。このような異なるある本文を、古典大系では、

吾背爾雪零於郡利止見支。又曰須々紀草生多利止見支。

と校訂したわけである。

これに対して、新編古典全集では、おす鹿の発言に相当する本文を、

「今夜夢、吾背爾雪零於郡利止見支。又曰郡、「須々紀村生多利止見支。此
夢何祥」。

というかたちで示したうえで、それを次のように訓読している。

「今夜の夢に我が背に雪零りおけりと見き」といふ。また曰ひつ「すすき村生ひたりと見き。この夢は何の祥ぞ」といふ。

これは、おす鹿は「今夜の夢に……と見き」で発言をひとまず終止したあとに、また「すすき村……何の祥ぞ」と発言した、という

理解にもとづくものである。右の部分に対応する口訳を見ると、

「昨夜の夢で、私の背中に雪が降り置くのが見られた。そうそう、スキの一群も背中に生えていた。こういう変な夢は一体何の前兆だろう」と語った。

となつてゐる。この口訳の「そうそう」に対応する部分が本文でない。背に雪が降つていたと述べてすぐに、すすきが体に生えていたことも思い出してそのことを補足した、というニュアンスを表すために「そうそう」という表現を付加したのである。「背中に生えていた」の「背中に」に対応する部分も本文にないが、めす鹿による夢合わせの内容を先取りし、表現をわかりやすくするために補入したもののらしい。

おす鹿の発言を、「又曰^郡」を挟んで二つに分けるといふ新編古典全集の措置は、前の発言が「：見き。」でひとまず終止していること、「今夜夢……何祥」の全体を一続きの発言だと理解すれば「又、…」が妨げになること、この二点に配慮したうえでのものだろう。

「又曰^郡」の末尾にある「都」は、小字を用いた万葉仮名である。『撰津国風土記』逸文の伝説では、地の文つまり漢文の部分には万葉仮名を用いていない。おす鹿の発言と諺の、和語による表現だけに用いている。しかし、新編古典全集の「又曰^郡」が地の文である

ことには、疑問の余地がない。その点で、おす鹿の発言をこのようなかたちで二つに分けたのは、不適切な措置である。

小字部分の「目都」を、古典大系では「日」と校訂し、新編古典全集では「日^郡」と校訂した。確かに、まともな解釈が成立しない「目都」を、原文と認めることはできない。古典大系の解説には、次のようにある。

「都」は「須」の誤写重記と見て「日須々紀」の誤とする。或は「自野須々紀」(シノススキ)・「日耶須々紀」(カヤススキ)の如きの誤か。

「自野」「日耶」の誤記だと解することは、万葉仮名の用法から見て無理であり不自然である。しかし、「目都」の二字がもと「四努」「思努」だったとすれば、「目都須久紀」の五字を「篠^{しの}すすき／小竹すすき」と解釈することができるし、『萬葉集』には「細竹^{しのすすき}為寸^す」〔七・二三〕という実例もある。「四努」「思努」は、上代仮名遣いの面でも問題がない。⁽⁴⁾「篠／小竹」で矢を作ったことは、「八橋の小竹^{しの}乎^を不造^{はがず}笑^す而^て」〔七・三五〇〕でもわかる。また、二字がもと「日旗」だったとすれば、「旗須^{はたすすき}為寸^す」〔二・四〕、「旗芒^{はたすすき}」〔十・二八九〕など「旗すすき」の実例があつて、文意はそれなりに通る。

四

さきに述べたように、『日本書紀』の伝説に見える諺は、「鳴くおす鹿であるはずはないのに、夢合わせのとおりに（射殺されてしまう）」という意味の、反語を含む表現である。このことは、上代の文献に見える六十四例の「已然形十や／やも」を細かく調査することによって確認しえたことである。

ただし、諺がそのような意味のものである場合に、新たに問題となることがある。それは、諺の前半にあえて「鳴くおす鹿であるはずもないのに」という反語を用いた理由はどのようなことなのか、ということである。その疑問に答えるためには、「牡鹿」に付された「鳴く」という修飾成分に注目しなければならない。

動物について「鳴く」と表現した例は、言うまでもなくきわめて多数ある。しかし、ほかならぬ「牡鹿」について「鳴く」と表現するのは、ある特別な意味においてだった。実例を五首だけあげる。

- 8 秋さらば 今も見る如ごと 妻恋つまこひに 鹿鳴かかむ山たかのそ 高野原のはらの上
 9 妻恋つまこひに 鹿鳴かく山辺の 秋萩あきは 露霜つゆしも寒ふみ 盛り過すぎぎ行く
 10 山彦あひとよの 相響あひとよむまで 妻恋つまこひに 鹿鳴かく山辺の 独ひとりりのみし
 〔六・二六〇〕

て

- 11 さ男鹿をしかの 妻整つまととふと 鳴く声こゑの 至らむ極たぎみ なびけ萩原はぎの 〔六・二六三〕
 12 妹いもうとを思おもひ 眠いの寝ねらえぬに 秋あきの野のに さ牡鹿をしか鳴なぎつ 妻思つまおもひ
 ひかねて 〔五・三六八〕

これらの歌では、おす鹿が鳴く理由を、それぞれ「妻恋ひに」「妻整ふと」「妻思ひかねて」と明確に述べている。右には「鳴く」を用いた例だけをあげたが、「さ牡鹿の妻呼ぶ秋は…」〔六・二五〕や「妻呼ぶ雄鹿をしかの音こゝろの亮あやけさ」〔十・三四〕その他のように、「呼ぶ」を用いた例も多数ある。つまり、おす鹿が声をあげて鳴くのは、「妻」つまりめす鹿を求めてのことなのである。すくなくとも、それが当時の人々に共通する認識であり、人々はそういう認識にもとづいて歌を詠んだのである。きわめて有名な、

- 13 夕ゆふされば 小倉こくらの山のに 鳴く鹿かは 今夜こよひは鳴なかず 寝いねにけらしも 〔六・二五二〕

という舒明天皇の歌が、今夜おす鹿が鳴かないのはめす鹿を獲得して共寝してしまつたからなのだろう、と推測した歌だという解説は、『萬葉集』のほとんどの注釈書に見える【周知のように、同歌には表現に小異のある異伝歌〔五・二六四〕が残されており、それは雄略天

皇の作とされている。】

ところが、おす鹿がめす鹿を求めて鳴くことは、一方ではその居場所を狩人に知らせることもなる。結果的に狩人に矢を射られてしまう危険があるわけだが、それでもおす鹿は鳴かないではいられない。そのことを詠み込んだ歌もある。

- 14 山の辺に いくくさつを 獵雄は 多かれど 山にも野にも さをし 鹿鳴くも
〔十・三四七〕
- 15 山辺には 獵雄さつをのねらひ 恐おそけど 牡鹿ましか鳴くなり 妻つまが眼めを
欲ほり
〔十・三四九〕

二首とも、「詠鹿鳴」と題された一群の歌のなかに見えるものである。14の第一句・第二句に「山の辺にいくく獵雄は」とあり、「いくく」の「い」は接頭辞である。この「いくく」の本文は「射去ゆく」であり、歌意を明確に意識して「い」にことさら「射」という借訓字をあてている。「獲物を」射るために山辺に行く狩人」ということとであり、興味深い文字使用である。15の「獵雄のねらひ恐いど」は、おす鹿の立場・心情を推測したうえでの表現である。

『日本書紀』にも『萬葉集』にも、「矢を射られた鹿」という意味の「射いゆ鹿」という表現が用いられている。『萬葉集』に見えるのは、

- 16 闇夜なす 思おもひ迷まよはひ 射いゆ鹿の 意こころを痛み 葦垣あしぎの 思おもひ 乱みだれて…
〔元・八〇四〕
- 17 何所いづにか 君がまさむと 天雲の 行きゆのまにまに 射いゆ鹿の 行きゆも死しなむと 思おもへども…
〔七・三四四〕
- 18 射いゆ鹿を 認つぐ河辺の 和草にじくの 身みの若かへに さ寝さし兎うら
はも
〔六・三六四〕

の三例で、矢を射られた痛さにもがき苦しむ鹿や、矢を射られて死んでしまう鹿を詠み込んでいる。16と17の「射いゆ鹿の」は、それぞれ「心を痛み」「行きも死なむ」にかかる枕詞である。枕詞として用いるほどに、人々にとつて鹿が痛手を負った様子は印象の強いものだったのである【18の「射いゆ鹿を認つぐ」は、「矢を射られた鹿の足跡をたどつて追つて行く」の意である】。

ここまで見てきて、『日本書紀』の伝説に添えられた諺の、「鳴く牡鹿なれや」という前半がになう意味・背景を、伝説の内容に沿つて考えることが可能になった。この伝説のおす鹿は既にめす鹿を獲得しているから、めす鹿を求めて鳴く必要はない。実際にも、夜を迎えたおす鹿は、鳴くこともなくめす鹿と共寝をしたのだ。しかし、鳴くこともなく、またそれゆえに狩人にねらわれやすくなかつたおす鹿は、めす鹿が行つた夢合わせのとおり、すぐあとに狩人に矢を射られて死んだ。それがまさに、「鳴くおす鹿でもないのに、夢合わせのとおり（射殺されてしまう）」ということであり、

この諺の表現は、夢合わせのもつ不思議さと意外性とを反語によって強調したのになっている。「鳴く」という修飾成分は、単におす鹿の一般的な行為を描写するために加えたものではなく、それを加えたことには特別で積極的な意図があったわけである。

このように、伝説の内容を無視せずに、また諺を伝説から切り離さずに、文脈に素直に従って諺の意味を理解しようとすれば、諺の前半に「：なれや」という明瞭な反語が用いられている理由がよくわかる。

この諺は、

未^{あけ}及^ぼ味^の爽^{かり}に、獵^{かり}人^{ひと}有りて牡鹿^{おしか}を射^やて殺^{ころ}しつ。是^こを以^もて、時^{とき}人^{ひと}の諺^{ことわざ}に曰^{いわ}く、「鳴^なく鹿^かなれや、相^{あい}夢^{ゆめ}の隨^まに」といふ。

というかたちで引用されている。つまり、狩人がおす鹿を射殺したと述べた直後に、「是を以て、時人の諺に曰く：」として諺を提示している。この「是を以て」は伝説の内容を直接に受ける句であり、それだけ伝説と諺とが密接した記述になっている。一方の『摂津国風土記』逸文では、その末尾の記述が、

海中^{うみなか}に行^い船^{ふね}に遇^あ逢^ひて、終^{つひ}に射^や死^しされき。故^か、この野^のを名^なづけ
て夢^{ゆめ}野^のといふ。俗^この説^{ことわざ}に云^いへらく、「刀^や我^が野^のに立^たてる真^ま牡^お鹿^{しか}も、
夢^{ゆめ}相^{あい}のまにまに」といへり。

となっている。おす鹿が射殺されたと述べた直後に「故、この野を名づけて夢野といふ」と説明しており、そのあとに「俗の説に云へらく」として諺を引用している。こちらでは伝説の内容を直接に受けるものが「故、この野を：」になっているから、地名の起源を説明することに記述の主眼があると解していいだろう。地名の起源を説明したあとに置かれた諺は付け足りすぎない、という印象を受ける。

本稿の冒頭近くに引用したように、『日本書紀』の記述では菟餓野の鹿に関する話が二つ続く形式になっている。繰り返しになるが、前に置かれた話は、菟餓野で鳴くおす鹿の声に天皇が心を慰められていたが、鳴き声が聞こえなくなつてから、そのおす鹿だと推測される鹿の獲物を佐伯部が宮廷に献上したので、天皇は獲物を献上した佐伯部を恨んで皇居から遠ざけた、というものである。

天皇は「是夕に当りて、鹿鳴かず。それ、何に由りてならむ」と皇后に語つたという。13の「夕されば……寝ねにけらしも」という歌に反映するような、それまで鳴いていたおす鹿もめす鹿を獲得しからは鳴かなくなるものだという認識は、古くからあつたものだろう。夜ごとに鳴いていたあの鹿は、ひよつとしたらもうめす鹿を獲得したのか、という思いが天皇の発言にはこめられているのかも知れない。そうだとすると、宮廷に献上されたのはあの鹿に違いないと確信した時の天皇の衝撃は、相当に大きいものだったというこ

とになるだろう。

前に置かれた天皇の話は、反語として否定的に提示される、諺の「鳴く牡鹿」に対応することになる。あとに置かれた夢合わせの話と、その末尾に添えられた諺への導入を、前に置かれた話があらかじめ行かうかたちになっている、と見ることができるだろう。つまり、諺の「鳴く」がもつ意味・背景を、前に置かれた話の内容が予告しているということである。それが、二つの話が並べられたことによる偶然の結果にすぎないのか、この部分を担当した編者が意図したことなのか、不明である。⁽⁵⁾

さきに確認したように、新編古典全集では、諺の「鳴く牡鹿矣」という前半の原文を、「鳴く牡鹿なれや」ではなく「鳴く牡鹿も」と訓じている。この「鳴く牡鹿も」の訓は、『撰津国風土記』逸文の訓じかたに揺れない「刀我野^爾立^留真牡鹿^母」をそのまま適用したのだろうと、さきに述べた。

しかし、「鳴く牡鹿も」と訓じ、「(人間だけでなく) 鳴くおす鹿もまた夢合わせのとおり(に) (射殺されてしまう)」と解釈することには、大きい問題がある。この解釈では、あえて「鳴く」を修飾成分として加えた意図がまったく理解できていない。それだけでなく、伝説のおす鹿は実際に鳴かなかったにもかかわらず射殺されてしまったのだから、伝説の内容と諺の表現との間に齟齬が生じる。

めす鹿を求めて鳴き、そのために狩人にねらわれやすいおす鹿でさえ夢合わせのままに射殺されてしまう、というのでは文意が通ら

ない。めす鹿を求めて鳴く鹿は射殺されやすいから、あえて夢合わせを持ち出すには及ばないのである。

五

次に、『撰津国風土記』逸文の伝説に添えられた、「刀我野に立てる真牡鹿も、夢相のまにまに」という諺の表現について考えてみる。

『日本書紀』の伝説のような話が先にあり、『撰津国風土記』逸文のそれがあとで作られたとすると、「刀我野に」が当地に合わせて二次的に付加されたものであることに疑問の余地がない。しかし、それに続く「立てる」には、『日本書紀』の諺に用いられた「鳴く」のような、特定の意味・背景があるのかどうか。

現代の我々が単純に考えれば、「さ雄鹿^をの朝伏す小野の」〔十・三六七〕の「伏す」という行為とは異なつて、「立つ」というのは、確かに狩人に見つかりやすい行為であるように思われる。しかし、当時の人々が「鹿」について「立つ」と表現した例を見ると、「立つ」には「鳴く」の場合のような特定の意味・背景はなかったと判断せざるをえない。

実際には、「鹿」に「立つ」を用いた例は僅少であり、しかも、狩人に見つかりやすいという意味・背景をになう「立つ」の例はない。

- 19 大和辺に 君が発つ日の 近づけば 野に立つ鹿も 響みて
 そ鳴く (四・五〇)
- 20 さを牡鹿の 来立ち鳴く野の 秋萩は 露霜負ひて 落りに
 しものを (六・五〇)
- 21 さを牡鹿の 朝立つ野辺の 秋萩に 玉と見るまで 置ける
 白露 (六・五八)
- 22 梓弓 八つ手挟み ひめ鍋 八つ手挟み 鹿待つと 吾が
 居る時に さ男鹿の 来立ち嘆かく たちまちに 吾は死ぬべ
 し 大君に 吾は仕へむ (六・三六五)
- 23 高円の 秋野の上の 朝霧に 妻呼ぶ雄鹿 出で立つらむか
 (二・四三六)
- 「鹿」に用いられたこれらの「立つ」のうち、三例の「立つ」は「来立ち鳴く」「来立ち嘆く」「出で立つ」などの複合動詞を構成しているにすぎない。複合動詞のうち、20では「鳴く」が重要であり、22では「嘆く」が重要である。19と21の「立つ」は単独で用いられているが、19の「響みてそ鳴く」は、めす鹿を求めておす鹿が鳴くというのではなく、大納言が何日かあとに大和へ出立するのを、残される人々と同様におす鹿も悲しんで鳴く、ということである。21の「朝立つ」は、めす鹿と共寝をしたあとのおす鹿の様子を描写したものだとも解されており、狩人に見つけられやすいということとは無関係の表現である。23の「出で立つ」は、確かにめす鹿を求め

ておす鹿が鳴くという状況で用いられた表現だが、そのことは既に第三句で「妻呼ぶ雄鹿」と述べられている。よって、「出で立つ」はおす鹿が「やつて来て立つている」の意でしかない。

このように、複合動詞の例でも「立つ」は中心的な意味を表すものになっていない。これらの「立つ」は、現代語で「いる」とか「住む」とかというのと大差がなく、「立つ」が本来もつ語義すら希薄なのである。

22の一例を除く四例では、同じ歌のなかで、現代語の「いる」「住む」に近い意を表す「立つ」と「野」「野辺」「秋野」とが共存している。諺の「刀我野に立てる真牡鹿」もこれらと同様の表現であり、鹿に関する表現では「立つ」と「野」とが結び付きやすかったことを示す。「鳴く」とは異なり、「立てる」が特別の意味・背景をもたないものである以上、これを除去して表現を「刀我野の真牡鹿」と単純化しても、特に問題は生じないと思われる。

この諺が表す意味を考えてみる。以上で確認したこととは逆に、「立てる」に「鳴く」と同様の意味・背景があると仮定したら、諺が表す全体的な意味はどのようなものになるのか。そのように仮定した場合には、野に立っていて遠くからも見えやすく、それだけ狩人に居場所を知られやすくなれやすいおす鹿も、夢合わせのことばのとおり射殺されてしまった、ということになる。しかし、それでは文意が通らない。さきにも述べたが、狩人に居場所を知られやすい牡鹿であれば、夢合わせの内容とは無関係に、とにかく射

殺されやすいからである。「刀我野に立てる真牡鹿も」とそれを承ける「夢相のまにまに」とが、順当に結び付かないのである。

特別で積極的な意味をもつ、『日本書紀』の諺における「鳴く」とは異なつて、『撰津国風土記』逸文の諺に用いられた「立てる」という表現は、おす鹿が遠くから見えやすく射殺されやすいことを言うために用いられたものではないということが、この点でも確認できる。

『日本書紀』の伝説に添えられた諺について、前半を「鳴く牡鹿も」と訓じ、「(人間のよう)に鳴くおす鹿もまた夢合わせのとおり(射殺されてしまう)」と解釈するのは、あえて「鳴く」を修飾成分として加えた意味・意図が理解できていないからだ、とさきに述べた。まったく同じことが、『撰津国風土記』逸文の「刀我野に立てる真牡鹿も夢相のまにまに」という諺についても言える。「刀我野に立てる…」という諺を二次的に構成した人物は、『日本書紀』の諺に用いられた「鳴く」の意味・背景を把握せず、それは単に鹿の一般的な行為を表すものだとして理解したのではないか。だからこそ、「鳴く」を無造作に、「(刀我)野」と結び付きやすい「立つ」に変えたのだろう。

『日本書紀』に見える伝説のような短い話を、『撰津国風土記』逸文のような長い話を作りかえたことよつて、話に若干の変質が生じたことが考えられる。めす鹿の行った「汝、出行かむとときに、必ず人の為に射られて死なむ」という夢合わせのとおり、すぐにお

す鹿が意殺されてしまったという短い話は、夢合わせの不思議さと意外性を全面に押し出した話である。一方、それをもとにして作つたと思われる長い話は、おす鹿が妾に逢いに行くのを嫌つてめす鹿が夢合わせを偽り、でたらめのことを言つたにもかかわらず、そのとおりにおす鹿が射殺されてしまったというのだから、これは、不用意に夢合わせを行うことの恐しさをさらに強調した話だと言つてよいだろう。

六

『日本書紀』の諺が表す意味と夢見との関係について、古典大系では次のような解説を加えている。

「鳴く鹿でもないのに、夢の相のままになつた」という諺が當時行われていたのであろう。撰津国風土記に変形して載せられているように、この説話が有名で、鳴く鹿は夢あわせのままに死んだが、その鹿でもないのに、悪い夢見がそのまま実現したときに、この言葉を人人が口にしたものであろう。

これに対して、新編古典全集では、さきにも見たとおり、同じ諺の「鳴牡鹿矣」を「鳴く牡鹿も」と訓じている。そして、諺全体を「鳴く鹿も夢判断しだいだ」と口訳するとともに、夢合わせの重要

さと諺が用いられた状況とについて次のように解説している。

夢合せにおいて、牝鹿が悪い判断をしたので牡鹿が殺されてしまったことから、「鳴く鹿も夢判断しだいだ」と言う。夢合せをする時には悪い方の合せ方をするな、という戒めに使われたものである。

諺が用いられた状況を、古典大系の解説では「悪い夢見がそのまま実現したときに」人々がこの諺を口にしたのだろうと推測し、新編古典全集では「夢合せをする時には悪い方の合せ方をするな、という戒めに使われたものである」と推測している。伝説の内容自体が、夢合わせのことばがそのまま現実になつてしまったという不思議さと意外性を強調するものである以上、それに添えられた諺もまた同様の機能をもつものだと考えられる。したがって、諺が作られた状況に限って言えば、新編古典全集の解説の方がより妥当だと言えるだろう。

ただし、諺というものは、人々がさまざまな事態に遭遇した場合にそれを適用しようという汎用性・一般性を、多かれ少なかれ備えていなければならない。そうでなければ、特定の事態に即して作られた短小な表現を、機会あるごとに人々が口にする意義は希薄である。そのことを考えれば、「悪い夢見がそのまま実現したときに……」という古典大系の解説は、諺のもつ汎用性・一般性のありかたを、

新編古典全集のそれと別の方向から想定したものだということがかかる。

古代人にとつて夢とはどのような意味をもつものだったのか、ということを多方面から考察した西郷信綱『古代人と夢』では、『撰津国風土記』逸文の伝説を引用したあとで、

ほぼ似たような話が書記の仁徳天皇三十八年の条にも出てくる。この民間説話が難波に都したという仁徳天皇にかかわる記事として取りこまれたのかも知れぬ。書記では諺が、「鳴く牡鹿シカも相夢イメアヘセのままに」と多少いいかえられているが、何れにせよこれは、人はもとより鹿でさえ夢あわせのまにまにだという意の諺である。

と述べている。⁽⁶⁾「……として取りこまれたのかも知れぬ」「書記では……と多少いいかえられているが」などの表現から、『撰津国風土記』逸文の伝説のようなものが『日本書紀』に採用された可能性が大きい、と見ていることがわかる。しかし、本稿では、以上で述べたように逆の経路を想定した。

西郷の同書では、本節の冒頭近くに引用した古典大系の解説を取り上げて、次のように述べている【末尾近くに「最新の注」とあるのは古典大系をさす⁽⁷⁾】。

古典文学大系『日本書紀』がこの仁徳紀の諺を「鳴く牡鹿シカなれや、相夢イメドの随マに」(鳴牡鹿矣、随相夢也)と訓み、「鳴く鹿でもないのに、夢が相のままになった」とし、鳴く鹿は夢あわせのままに死んだが、その鹿でもないのに、悪い夢見がそのまま実現したときに、こと言葉を人人が口にしたものである」と注しているのはどうであろうか。これでは「相夢」という言葉がぜんぜん生きてこないし、話は逆になってしまう。刀我野の鹿は何も射殺される夢を見たのではなく、牡鹿がそのように夢をあわせたのである。特に風土記の方では、夫がまた妾の所にかけるのをねたんで「詐り相アせ」、そしてあわせたとおりに牡鹿は射殺されたわけで、さればこそ鹿もゆめあわせのまま、とこの諺は語っているに他ならぬ。つまり夢見じたいのよしあしではなく、そのあわせかたが、いかに大事かということが主題である。最新の注で右のような誤解を生じたのは、夢あわせが古代においてどういう意味、どういう世界関連をもっているかを見きわめずに、いわば理屈で帳尻をあわせようとしたためであろう。

新編古典全集の「夢合せをする時には悪い方の合せ方をするな、という戒めに使われたものであろう」という推測が、この視点を踏襲したものであることは一読して明瞭である。

古典大系の措置・解説を批判するこの論述で、「人はもとより鹿

でさえ夢あわせのまにまにだという意の諺である」と断定しているのは、古典大系と同様に、『日本書紀』の諺にあえて「鳴く」が用いられている理由に気づかなかつたからである。それに気づけば、諺の表現が反語を含む場合にのみ、それが伝説の内容をそのまま反映するものとなることが理解できただろうし、同時に「:なれや」という古訓の重要性にも気づくことになっただろう。「鳴く」とあることの意味・背景に気づかなかつたのは古典大系も同じだが、古典大系が古訓を採用したのは結果的に妥当な措置だったのである。

西郷の論述では、当該の諺について、「人間だけでなく野に鳴く鹿にまで及ぶ摩訶不思議な力に対するおどろきを語つたものに他ならない」と述べている。しかし、「野に」は「刀我野に立てる真牡鹿も:」とある『撰津国風土記』の諺に見えるものだし、「鳴く」は「鳴く鹿なれや:」とある『日本書紀』の諺に見えるものだから、この論述では二つの諺が混淆している。両者をもつ表現の相違を当初から無視し、それらを同列に扱った結果である。

注

(1) ただし、読みやすさを考慮して、古典大系の漢字を平仮名に変更し、小字双行部分を一行化し、読点の加除を行う箇所がある。

(2) 以下の三分類は、小著『萬葉集と上代語』(一九九九年、ひつじ書房)の第I部第四章及び、小著『上代語構文論』(二〇〇三年、武蔵野書院)の第IV部第二章で行つたものであり、三種の用法に関する解説もほぼ両書による。三種に属する実例は、『萬葉集と上代

語』にすべてあげてある。

- (3) 「已然形+か/かも」の実例も、注(2)にあげた『上代語構文論』の第IV部第二章にあげてある。
- (4) 「須久紀」は「須々紀」を誤写したものだと思える場合、末尾の「紀」が問題となる。「紀」は乙類の仮名だが、「すすき」の末尾は「比登母登須須岐(一本薄)」「記四」のように甲類でなければならぬ。
- (5) 平林章仁『鹿と鳥の文化史』(一九九二年、白水社)の第一章「海を渡る鹿」では、二つの話について「内容のうえでも有機的連続性を欠如した体裁となってしまう」と述べている。このような見解が一般的だろうが、そうとばかりは言えない。
- (6) 西郷信綱『古代人と夢』(一九七二年、平凡社)の補論二「夢合わせ」による。
- (7) 「仁徳紀」を収める古典大系『日本書紀上』は、一九六七年に刊行された。

ENGLISH SUMMARY

The legend of *Togano no shika*: The proverb *nakushikanareya...*

(「菟餓野の鹿」の伝説 — 「鳴く牡鹿なれや…」と「こら諺」)

SASAKI Takashi

This paper discusses the origin of two variants of the folk tale *Togano no shika*, or “A Deer in Togano”, which appear in *Nihon Shoki* and *Fudoki*, with special attention paid to differences in proverbial expression. While those in *Nihon Shoki* are consistent with the story of the folk tale, those in *Fudoki* do not conform to the story. Accordingly, this paper surmises that the former variant appeared earlier, and the variant in *Fudoki* resulted from a

transformation of the former. This paper also discusses the social function of the *yume-awase* (dream divination) that appears in this folk tale.
Key Words: Early Old Japanese (上代語), Definite form of the conjugative word (活用語已然形), Togano (菟餓野), Nakushika (鳴く鹿), Yume-awase (夢合わせ)